

大江町各種技能全国大会等出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内事業所等における技術者の育成・技能の継承を図り、町内商工業の持続的な発展を支援するため、各種技能の全国大会等に出場する個人、団体及び出場者を雇用する事業所等に対し、激励金を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 全国大会等 予選会等の選考を経て出場する全国規模の大会及び国際規模の大会をいう。

(2) 出場者 町内に住所を有する者、町内の学校に通学する者、町内の企業に通勤する者又は町内の福祉施設で訓練を受ける者（町外に住所を有する者を含む）及びこれらの者で構成される2人以上の団体をいう。

(3) 事業所等 町内に所在し出場者を雇用する事業所及び出場者を訓練する町内福祉施設をいう。

(交付対象)

第3条 激励金の交付対象は、次に掲げる各種技能の全国大会等に出場する出場者及び出場者の育成を行う事業所等とする。ただし、一大会で個人と団体との重複交付はしない。

(1) 予選大会等の成績により選出されたもの

(2) 選考会等の成績により、国、県及びこれに準ずる組織から選出されたもの

(3) 町長が特に必要と認めたもの

(対象大会及び交付金額)

第4条 激励金の対象となる大会及び交付金額は、別表のとおりとする。

(申請)

第5条 全国大会等へ出場が決定し、激励金の交付を受けようとするものは、各種技能全国大会等出場激励金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添え、全国大会等へ出場する前に町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知及び激励金の交付)

第6条 町長は、前条の申請が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、激励金の交付決定を通知し、出場者及び事業所等に激励金を支払うものとする。

(報告)

第7条 激励金の交付決定を受けたものは、全国大会等終了後、速やかに町長に成績を報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

別表

区分	大会名	交付金額（円）		
		個人	団体	事業所等
国際大会	技能五輪国際大会・国際アビリンピック等の各種技能国際大会	30,000	50,000	100,000
全国大会	技能五輪全国大会・全国アビリンピック等の各種技能全国大会	10,000	20,000	50,000

※ ただし、一大会で個人と団体との重複交付はしない。